

事業成果報告書

〔取組Ⅱ〕市町村教育委員会等による小中一貫教育の域内全域での導入に向けた取組

1. 市町村教育委員会等の名称 : 京都市教育委員会

住所	:	京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地
代表者職・氏名	:	京都市長 門川 大作

2. 取組の名称 : 京都市小中一貫教育ガイドラインの策定による全市での小中一貫教育の一層の推進 ～特に複雑な通学区域を有する小中学校間での効果的な小中一貫教育の在り方の研究を中心に～

3. 取組Ⅱの実績

(1) 取組のねらい

全中学校区を取組（小中一貫教育構想図等の作成及び試行実施等）や小中一貫教育の実態調査、有識者からの意見・評価などを踏まえて、本市小中一貫教育の方向性を示した「京都市小中一貫教育ガイドライン」を作成し、本市小中一貫教育の一層の推進を図る。特に「1つの小学校から、複数の中学校に進学する複雑な通学区域」を有する中学校区において、複数の部会（校長会、教務主任会、英語教育部会等）を設置し、各校の理念や教育目標、児童生徒の様子を共有し、各校が共通して取り組めることを見極めるとともに、これまで課題とされてきた事項の改善を目指す。

(2) 取組Ⅱの実施状況（平成28年度）

時期	本市・全中学校区	研究協力校
8月	①小中合同研修会 ②小中一貫教育構想図等（案）の検討	①小中合同研修会 ②小中一貫教育構想図等（案）の検討
9月	①小中一貫教育構想図等（案）の作成	①小中一貫教育構想図等（案）の作成 ②校長会、教務主任会、学力向上部会、生活向上部会の実施
10月	①小中一貫教育構想図等（案）の修正及び施行実施 ②第12回小中一貫教育全国サミットへの参加	①小中一貫教育構想図等（案）の修正及び施行実施 ②校長会、教務主任会の実施 ③第12回小中一貫教育全国サミットへの参加
11月	①小中一貫教育構想図等（案）の修正及び施行実施 ②学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会	①小中一貫教育構想図等（案）の修正及び施行実施 ②拡大代表者会議、教務主任会、学力向上部会、生活向上部会の実施 ③他都市学校等の視察（大分市連携型小中一貫教育モデル校坂ノ市中学校区）
12月	①小中一貫教育構想図等の作成と施行実施 ②小中一貫教育の実態調査の実施	①小中一貫教育構想図等の作成と施行実施 ②小中一貫教育の実態調査の実施 ③校長会、教務主任会の実施 ④他都市学校等の視察（茨城県取手市教育委員会及び取手市立宮和田小学校、横浜市立谷本中学校区）

1月	①小中一貫教育構想図等に基づいた取組の施行実施及び課題・成果の把握 ②小中一貫教育の実態調査の分析	①小中一貫教育構想図等に基づいた取組の施行実施及び課題・成果の把握 ②小中一貫教育の実態調査の分析 ③校長会，教務主任会，英語教育部会，学力向上部会，生活向上部会の実施 ④同様の課題を抱える他都市学校視察（東京都港区立白金の丘学園，東京都武蔵村山市立第五中学校等）
2月	①小中一貫教育構想図等に基づいた施行実施及び課題・成果の把握 ②学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会による学校訪問 ③小中一貫教育の実態調査の分析	①小中一貫教育構想図等に基づいた施行実施及び課題・成果の把握 ②学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会による学校訪問 ③拡大代表者会議，生活向上部会の実施 ④中学校における小学生の授業体験・校舎見学・部活見学の実施
3月	①小中一貫教育構想図等に基づいた施行実施及び課題・成果の把握 ②学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会 ③研究成果報告書作成	①小中一貫教育構想図等に基づいた施行実施及び課題・成果の把握 ②校長会 ③学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会による学校訪問

(3) 取組の成果

1. 京都市の全中学校区の成果

(1) 小中一貫教育構想図等の作成

本市は，平成23年度から「小中一貫教育5つの視点」をもとに，全中学校区において，小中一貫教育を展開してきた。そのような中，「京都市小中一貫教育ガイドライン（別紙2）」に基づき，「小中一貫教育5つの実践」に取り組むべく，各中学校区において，これまでの取組を改めて点検し，更なる連携・協働に向けた「小中一貫教育構想図」や「軸となる取組」「小中一貫教育推進体制」「家庭・地域との連携・協力に向けた取組」について検討した。各中学校区が取り組む内容を「可視化」し，具体的な実践に着手している。（別紙3-1，3-2参照）

(2) 京都市小中一貫教育の実態調査の実施

ア 改めて本市の課題と認識した項目

平成26年度に文部科学省が実施した「小中一貫教育の実態調査」と同様の調査（一部項目を変更）を，平成28年度に本市独自で実施した。平成26年度の全国平均の数値と平成28年度の本市の数値を比較することにより，改めて本市の小中一貫教育の課題の認識について以下のとおり確認した。（別紙4-1，4-2参照）

- ・ 9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発
- ・ 小・中学校間のコーディネート機能の充実
- ・ 同一中学校区内の小中学校間の取組の差の解消
- ・ 必要な予算の確保
- ・ 小学校教育，中学校費の一体的な運用（費目の一体化等）

イ 複雑な通学区域を有する中学校区の課題認識の改善

平成26年度の文部科学省が実施した「小中一貫教育の実態調査」の「課題の認識」の結果において，「複雑な通学区域を有する中学校区」と「通学区域が一致する中学校区」の結果を比較し，特に「複雑な通学区域を有する中学校区」が課題であると認識した項目について，平成28年度の実態調査においても同様に比較した。（別紙1-1参照）

平成28年度に改善を目指していた以下4つの項目については，「②成果・課題の可視化と関係者間での共有」のみ目標（年度末に実態調査を実施し，「通学区域が一致している中学校区」の回答の数値との差5ポイント以内）を達成することができた。これは小中一貫教育構想図等の作成を通して，複雑な通学区域を有する全ての学校が共通して取り組む内容を検討する中で，各校の実情を相互に把握し，共通した課題を共有することができたためであると考えられる。

「①年間行事予定の調整・共通化」「④小中の教職員間の共通認識の醸成」についても、平成26年度から平成28年度にかけて、複雑な通学区域を有する中学校区と通学区域が一致している中学校区の課題の認識のポイントの差が縮まっており、これらについても、研究協力校が、共通して取り組む内容を検討したことによる成果であると考えられる。

【平成28年度に改善を目指した項目】

- | | | |
|-----------------------|---|----|
| ①「年間行事予定の調整・共通化」 | － | 改善 |
| ②「成果・課題の可視化と関係者間での共有」 | － | 達成 |
| ③「小中の管理職間の共通認識の醸成」 | | |
| ④「小中の教職員間の共通認識の醸成」 | － | 改善 |

また、平成29年度以降に改善を目指す以下4つの項目の内、「①小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定」「④同一中学校区内の小中学校間の取組の差の解消」についても、平成26年度から平成28年度にかけて、課題認識のポイントの差が縮まっている。

【平成29年度以降に改善を目指す項目】

- | | | |
|---------------------------|---|---------------------|
| ①小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定 | － | 改善 |
| ②小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保 | | |
| ③小中合同の研修時間の確保 | | |
| ④同一中学校区内の小中学校間の取組の差の解消 | － | 改善（ただし、ポイントは上がっている） |

なお、ポイントの差が縮まった項目の中にも、平成26年度の数値と平成28年度の数値を比較した場合、課題の認識のポイントが上がった項目もある。これは、小中一貫教育構想図等の作成を通して改めて課題を認識したためであると考えられる。

（3）学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会の実施

京都市が設置する第三者評価機関である「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会（京都市の学校評価システムや学校運営協議会について検証するとともに、その一環として抽出校の訪問等により第三者評価を行う）」において、京都市が取り組んでいる小中一貫教育についても御意見をいただき、今後の小中一貫教育の在り方について示唆を得た。具体的な意見は以下のとおりである。

【成果】

- ・各中学校区が小中一貫教育構想図を作成されたことで、「各校の教育目標」や「中学校区として目指す子ども像」を共有することができている。
- ・小・中学校合同の部会や公開授業、研修会等が定期的に行われ、小学校と中学校が互いの良さや課題等について共有することができている。

【課題】

- ・更なる学力の向上を図るためにも、小学校と中学校の接続を意識したカリキュラムの編成が必要である。
- ・複数の小学校から児童が進学する中学校区においては、小・中学校の連携を進めるだけでなく、小学校同士の連携についても一層推進していく必要がある。
- ・学校・家庭・地域において、学校や子どもの情報や課題を共有し、地域ぐるみで小中一貫教育を推進していく必要がある。特に、家庭・地域に向けて、小中一貫教育の取組をしっかりと発信していく必要がある。

（4）京都市小中一貫教育ガイドラインの検討

学習指導要領の改訂や義務教育学校等の導入を見据え、引き続き改訂に向けた検討作業を進める。

2. 研究協力校の成果

(1) 研究協力校全体で小中一貫教育に取り組む体制の確立

校長会、教務主任会、学力向上部会、生活向上部会、英語教育部会を設置し、各校の理念や教育目標、児童生徒の様子を共有し、今後、研究協力校が共通して取り組めることを検討（別紙5-1～10参照）した。これにより、具体的な実践を進める体制を確立することができた。

(2) 課題認識の改善

1. (2)イの課題認識の改善に関して、研究協力校のみの分析も行った。（別紙1-2参照）平成28年度に改善を目指していた以下4つの項目については、「①年間行事予定の調整・共通化」「②成果・課題の可視化と関係者間での共有」「③小中の管理職間の共通認識の醸成」において目標（年度末に実態調査を実施し、「通学区域が一致している中学校区」の回答の数値との差5ポイント以内）を達成することができた。これは小中一貫教育構想図等の作成を通して、研究協力校で共通して取り組む内容を検討する中で、各校の実情を把握し、共通した課題を共有することができたためであると考えられる。

なお、「④小中の教職員間の共通認識の醸成」についても、平成26年度から平成28年度にかけて、研究協力校と通学区域が一致している中学校区の課題の認識のポイントの差が縮まっており、これらについても、研究協力校が、共通して取り組む内容を検討したことによる成果であると考えられる。

【平成28年度に改善を目指した項目】

- | | |
|-----------------------|------|
| ①「年間行事予定の調整・共通化」 | － 達成 |
| ②「成果・課題の可視化と関係者間での共有」 | － 達成 |
| ③「小中の管理職間の共通認識の醸成」 | － 達成 |
| ④「小中の教職員間の共通認識の醸成」 | － 改善 |

また、平成29年度以降に改善を目指す以下4つの項目の内、「②小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」「③小中合同の研修時間の確保」「④同一中学校区内の小学校間の取組の差の解消」についても、目標を達成することができた。

【平成29年度以降に改善を目指す項目】

- | | |
|---------------------------|------|
| ①小中合同の行事等における発達段階に応じた内容設定 | |
| ②小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保 | － 達成 |
| ③小中合同の研修時間の確保 | － 達成 |
| ④同一中学校区内の小学校間の取組の差の解消 | － 達成 |

(3) 学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会の実施

京都市が設置する第三者評価機関である「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会」による学校訪問（仁和小学校、朱雀第二小学校、北野中学校）を行い、研究協力校の小中一貫教育の取組について御意見をいただき、今後の小中一貫教育の在り方について示唆を得た。具体的な意見は以下のとおりである。

【成果】

・小中一貫教育を進めることが困難な中、研究協力校全体で小中一貫教育構想図等を作成し、共通して取り組む内容についても検討が進められている。なお、それら小中一貫教育構想図等に基づいた具体的な実践（平成29年度）についても期待したい。

【課題】

・研究協力校で共通した取組を実施する意義について、管理職間での共通認識だけではなく、教職員間においても共通認識を図っていく必要がある。
・地域ぐるみで研究協力校における小中一貫教育を推進するためにも、家庭や地域に対して積極的に情報発信していく必要がある。

(4) 今後の取組予定

1. 京都市としての取組予定

(1) 京都市小中一貫教育ガイドラインの検討

学習指導要領の改訂や義務教育学校等の導入を見据え、引き続き改訂に向けた検討作業を進める。

(2) 具体的な実践

各中学校区で作成した「小中一貫教育構想図」等に基づいた具体的な実践を進め、小中一貫教育の更なる充実を図る。

(3) 京都市小中一貫教育の実態調査の実施

平成29年度についても、京都市独自の「小中一貫教育の実態調査」を実施し、各中学校区の取組の成果と課題を把握するとともに、上記(2)の具体的な実践を通して、課題の改善を図る。

(4) 学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会の実施

本市では学識経験者や市民代表からなる「学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会(別紙6参照)」を設置し、評価システムについて検証するとともに、その一環として、第三者評価を行っており、京都市の小中一貫教育についても意見をいただく。

(5) 第12回小中一貫教育全国サミットin京都の実施

平成30年1月に、京都市において「第12回小中一貫教育全国サミットin京都(小中一貫教育全国連絡協議会と京都市教育委員会主催)」を開催し、本市及び全国の先進的な取組について全国の教育関係者と共有する。

2. 研究協力校の取組予定(別紙5-1~5参照)

(1) 具体的な実践

研究協力校で作成した「小中一貫教育構想図」等に基づいた具体的な実践を進め、小中一貫教育の更なる充実を図る。

(2) 各部会の実施

平成28年度に設置した校長会、教務主任会、学力向上部会、生活向上部会、英語教育部会に加え、平成29年度は教頭会、事務職員部会、道徳部会を設置し、研究協力校全体で、小中一貫教育を一層推進する体制を確立する。

(3) 小中合同夏季研修会を実施

平成29年度は研究協力校の教員が一堂に会し、「連携型における小中一貫教育～学びと育ちの連続性をめざして～」をテーマに研修会を実施し、上記(2)の部会を超えた交流を通して、複雑な通学区域を有する中学校区の小中一貫教育について理解を深め、実践につなげる。

(4) 同様の課題を抱える他都市の小中学校の視察

研究協力校と同様の課題を抱える他都市の小中学校(複雑な通学区域を有する中学校区)を視察し、それら課題の解消に向けた糸口を探る。